

特定非営利活動法人ガイドブック 新旧対照表(令和7年4月改訂)

変更箇所		旧(令和6年6月改訂版)	新(令和7年4月改訂版)
ページ	項目		
12	Answer3	ONPO法第2条第1項別表の・・・(・・・。[R3.4.1現在])	ONPO法第2条第1項別表の・・・(・・・。[R7.4.1現在])
31	様式第1号	代表者の氏名(ふりがな) 埼玉一郎(さいたま いちろう)	代表者の氏名(ふりがな) 埼玉一郎(さいたま いちろう)
35	第4条	* 法別表が用いている表現のまま記載します。(ただし、20号の「前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」は、埼玉県では指定していません。[R3.4.1現在])	* 法別表が用いている表現のまま記載します。(ただし、20号の「前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」は、埼玉県では指定していません。[R7.4.1現在])
37	第14条第5項第5号	(5)理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。	(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
39	第23条第2項	2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。	2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
40	第24条の二つ目の*	* 第2項で「その日から14日以内」とした場合には、請求があった日を1日目として14日目までに臨時総会を招集しなければなりません。	* 第2項で「その日から14日以内」とした場合には、請求があった日の翌日を1日目として14日目までに臨時総会を招集しなければなりません。
40	第24条の三つ目の*	* 総会の招集は少なくとも5日前までにしなければなりません。【法第14条の4】例えば、6月15日に総会を開催する場合、6月9日までに(中5日)通知を発送する必要があります(発信主義)。定款で定めれば、5日以上にすることができます。	* 総会の招集は少なくとも5日前までにしなければなりません。【法第14条の4】例えば、6月15日に総会を開催する場合、6月10日までに(中4日)通知を発送する必要があります(発信主義)。定款で定めれば、5日以上にすることができます。
40	第27条第1項	総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の〇分の〇以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。	総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の〇分の〇以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。
41	第29条第2項	～記名、押印(又は署名、押印)しなければならない。	～記名、押印(又は署名)しなければならない。
41	第29条第3項	3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容 (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3) 総会の決議があったものとみなされた日 (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	3 前2項の規定にかかわらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容 (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3) 総会の決議があったものとみなされた日 (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
41	第32条	第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。	第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
42	第38条第2項	～記名、押印(又は署名、押印)しなければならない。	～記名、押印(又は署名)しなければならない。
46	附則	—	7 (定款を変更した場合の改正附則)この定款は、令和〇年〇月〇日から施行する。
47	! 確認	※法人の活動において通称を使用する場合は、住民票等の名前を記載し、下段に()で記載してください。	※法人の活動において通称を使用する場合は、住民票等の名前を記載し、下段に()で記載してください。なお、記載できる通称は住民票に併記されている名前に限ります。
53	! チェック	議長及び議事録署名人の記名、押印(又は署名、押印)	議長及び議事録署名人の記名、押印(又は署名)
63	*	—	! 確認 * 埼玉県NPO情報ステーション:コバトンびんへの電話番号の掲載を希望しない場合は、その旨を余白に記載してください。
83	II 変更に伴う書類作成と手続 1 役員の変更等 (3)留意点	③ 法務局に登録してある代表権を有する理事に変更等があった場合(再任も含む)は、法務局において理事の変更登記が必要となります(94ページ参照)。また、法人届出印の印鑑提出者である理事の変更があるときは、印鑑届の手続が必要となります。	③ 法務局に登録してある代表権を有する理事に変更等があった場合(定款で定められた任期(2年以内)が到来した再任の場合も含む)は、法務局において理事の変更登記が必要となります(94ページ参照)。また、法人届出印の印鑑提出者である理事の変更があるときは、印鑑届の手続が必要となります。
85	! 確認	※法人の活動において通称を使用する場合は、住民票等の名前を記載し、下段に()で記載してください。	※法人の活動において通称を使用する場合は、住民票等の名前を記載し、下段に()で記載してください。なお、記載できる通称は住民票に併記されている名前に限ります。
94	(1)変更の登記が必要になる場合	■変更登記が必要な例 ●代表権を有する理事が再任となったとき	■変更登記が必要な例 代表権を有する理事が再任(登記上は「重任」となったとき) (※定款で定められた任期(2年以内)が到来したとき)
94	(1)変更の登記が必要になる場合	—	※登記を怠っていた場合は、法務局(登記所)による過料事件通知に基づき裁判所から過料(行政上の秩序の維持のために違反者に制裁として金銭的負担を課すもの)が課せられる可能性があります。
176	特定非営利活動法人ガイドブック埼玉県版	2021(令和3)年6月発行 2022(令和4)年3月修正 2023(令和5)年3月修正 2024(令和6)年6月修正	2021(令和3)年6月発行 2022(令和4)年3月修正 2023(令和5)年3月修正 2024(令和6)年6月修正 2025(令和7)年4月修正